第1600回島根県教育委員会会議録

日時 令和3年1月18日

自 13時30分

至 14時20分

場所教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一公 開一

(議決事項)

第25号 就学奨励費取扱規則の改正について (特別支援教育課)

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第67号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)
- 第68号 少人数学級編制に係る国制度改正への対応について(学校企画課)
- 第69号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願 状況について(教育指導課)
- 第70号 令和2年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について(文化財課)
- 第70号の2 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について (文化財課)

_____ 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員
- 欠席者
 なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

全議題 石原副教育長 佐藤教育監 全議題 佐藤教育次長 全議題 福間参事 全議題 福間教育センター所長 全議題 錦織総務課長 | 全議題 全議題 森山教育施設課長 木原学校企画課長 全議題 中西県立学校改革推進室長 全議題 多々納教育指導課長 - 全議題 全議題 全議題 全議題 江角地域教育推進室長 塚田子ども安全支援室長 佐藤特別支援教育課長 全議題 小村保健体育課長 - 全議題 畑山社会教育課長 江角人権同和教育課長 主会議題 全議題 萩文化財課長 清山世界遺産室長 - 全議題 全議題 中島古代文化センター長 舟木福利課長 全議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

署名委員 朋澤委員

公 開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件

議決第25号 就学奨励費取扱規則の改正について(特別支援教育課)

- ○佐藤特別支援教育課長 1の1ページを御覧いただきたい。特別支援教育就学奨励費であるが、これは特別支援学校の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費について保護者等に支給し、その経費の一部を国から負担補助を受けているものである。
- 1 改正理由だが、令和2年度税制改正などに対応した特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領の改正に伴い、特別支援教育就学奨励費の申請にあたり、保護者等が県に提出する調書の様式を改正する必要がある。
- 2 就学奨励費事務に影響する税制改正の内容であるが、(1)給与所得控除額及び公的年金等控除額の10万円引き下げと、(2)ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦 (寡夫)控除の見直しである。
- 3 改正内容について、1の6ページを御覧いただきたい。新しい様式第1号である。 改正の1点目は左上であるが、総所得金額の内訳に給与所得又は公的年金等所得がある 場合は、総所得金額から10万円を控除して計算する旨を明記している。2点目は左中ほ どに欄を新設して、所得控除の対象として、ひとり親又は寡婦控除の額を追加している。 3点目はその他様式の整理として、右下特記事項欄に支弁区分決定に必要な要保護者の 確認項目を設けること。また、全体的に保護者の記載する必要がない部分に※印を付け ること。1の5ページにあるような、裏面の記入上の注意事項の5番目を削除すること としている。

1の1ページにお戻りいただいて、4 施行日は令和3年4月1日である。

―――原案のとおり議決

報告第67号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

○錦織総務課長 2の1ページを御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年12月のこの会議でも、冬季対策のことについて、例えば進学や就職試験等への対応や、公立高等学校入学者選抜への対応又は予算措置などについて御報告申し上げた。加えて、寄宿舎における年末年始の対応についても御報告したところである。本日もその後の主な動きについて何点か御報告申し上げる。

1. 感染症対策の徹底等についてである。(1)では国の状況あるいは県の状況につ いて記載している。年末から年明け以降も全国的に感染拡大に歯止めがかからず、1月 8日及び14日から、いずれも2月7日までの間、御覧の11都府県に緊急事態宣言が発 出されたところである。島根県対策本部会議も都度開催している。今年に入り3回開催 されているが、知事からは県民の皆様に対するメッセージとして、これらの都府県への 往来を控えること、特に東京、埼玉、千葉、神奈川のように、保健所による積極的疫学 調査の対象の限定を実施する、また、実施を検討している地域等の往来は、極力控える よう呼びかけている状況である。ただし、受験や就職活動などの往来については、発熱 等の症状がある場合を除き、控えていただく必要がないこととしている。②「新型コロ ナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂が、緊急事態宣言が発出されるのに合 わせ、新たに7日と13日に国から示されている。その中に学校等の取扱いというところ があり、その部分を抜き出して3点記載している。一律に臨時休業を求めるのではなく、 地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を行うこと。また、衛生管理マニュアル等を 踏まえた対応をすること。後ほどの報告事項にもある高校入試等については、感染防止 策や追検査等による受検機会の確保に万全を期した上で予定通り実施すること等、記載 されている。本県でも現在これらの方針を踏まえた対応を取っているところである。

続いて(2)の県の対応である。①年明け5日には、その当日あった県の対策本部会議の資料を添付した上で、県立学校運営ガイドラインを踏まえた感染症対策を徹底するよう、各学校に対し再度周知したところである。②文部科学省の方からも、感染症対策の徹底であるとか、緊急事態宣言を踏まえた感染症対応に関する注意事項などについての通知が5日、8日、14日と随時発出されている。逐次、それについて各学校及び市町村教育委員会へ展開して、あわせてそれぞれにおいて対策の徹底が図られるよう周知しているところである。また、先週末には、一番下のポツにあるように、各学校において、学校教育活動における対応及び寄宿舎における対応について、現時点における状況を改めて点検するように通知したところである。

2の2ページ、こちらには寄宿舎における年末年始の対応状況を改めて記載している。

(1) 県外出身の寄宿舎生 448 人のうち、県内の親戚宅や宿泊施設を手配などして、県内に滞在したままで年越しをした 5 人を除く 443 人が、それぞれ自宅などがある県外へ帰省した。そして、年が明けて先週1月15日現在で、まだ帰県していない寄宿舎生の人数は12 人である。これは体調不良で自宅で静養している、あるいは、入試準備等々、自

己都合でそのまま自宅に滞在しているなどがその理由である。また、前回の会議の際にも御説明した、ちょうど今がその期間に当たっている寄宿舎生もいると思うが、帰寮後14日間程度を特別健康状況確認期間として、教職員が直接本人に確認するなどしっかりとした健康観察を実施し、少しでも体調不良を訴える生徒がいた場合は速やかに学校医に相談するなど、しっかりとした対応をしているところである。なお、②のとおり、保護者または本人の希望により、寄宿舎以外の宿泊施設において健康観察を実施しているのは、御覧の4校である。

- ○新田教育長 前回の教育委員会会議の場においても、この新型コロナウイルス感染症への対応で、特に年末年始を迎えるというところでの対応を御説明したところである。
- ○真田委員 2. (2) 帰省した生徒の年明けの帰寮の状況のところで、体調不良による 自宅での静養とか、自己都合で12名の方がまだ、県の方へ帰ってきておられないという ことだが、その内訳というのは分かるか。
- ○木原学校企画課長 それぞれの事情が異なるところがあるが、今ざっと見たところ、入 試関係というのが2名、それ以外の生徒が体調のことであるとか、家庭の事情により、島 根県に来るのを控えている。
- ○真田委員 どういう状況なのかは、各校でそれぞれ把握はしていらっしゃるか。
- ○木原学校企画課長 個別にそれぞれどういう事情かということも、家庭と連絡を取って、 そういった事情であればということで、学校の方で状況確認した上で、まだ自宅に留まっ ているというところであり、特に何か大きな課題があるとか、今後に向けて不安があると か、そういう状況はこちらに上がっていない。学校でそれぞれ対応としているということ である。
- ○朋澤委員 今と同じ(2)のところだが、保護者又は本人の希望により寄宿舎以外の宿 泊施設で健康観察を実施したとあるが、寄宿舎以外の宿泊施設の料金というのは、個人負 担か。
- ○木原学校企画課長 (2)②の4校の対象の生徒については、宿泊費については県の負担である。食費は自己負担である。
- ○河上委員 先日小学校を訪問した際に、校長先生から、保護者の収入が減り、生活環境が変わって不登校の生徒が出ているというような状況とお伺いした。県の教育委員会でそういったことを把握されている範囲で構わないが、不登校の生徒が出ているような事例が多くあるか。

○木原学校企画課長 各学校で休むような児童生徒が生じて長期に及ぶ場合など、必要に応じて、小中学校などの場合は市町村の教育委員会の方へ報告があり、基本的には市町村の方で対応いただいている。県立学校についても、長期に欠席しているようなことがあれば、基本、各学校で対応して、必要な場合に教育委員会にも連絡がある場合があるが、現時点でこのコロナの関係で、家庭状況変化などで非常に大きな支障があって、新たに不登校になったといった報告については、我々の方へは入ってない。それぞれのところで基本的に対応いただいている。

○池田委員 この1年、コロナ禍の中で、生徒さんの修学旅行について、関西や広島などをやめたところが多いと聞いているが、広島に行くことは小学校の子どもさんにとっては、平和学習というものがとても大きい。それをやめて県内のところに変えたところもたくさんあると聞いているが、平和学習ということを思ったとき、原爆ドームや平和記念資料館などで得るものはすごく大きいと思う。県内の小学校の子どもたちが、広島に行くことに代わるような平和学習としてどういうことをされたのかというのは、把握されていないか。○多々納教育指導課長 各校からの聞き取り状況であるが、例えば出雲市の方で、昔、軍事用に使われていた場所であるとか、あるいは永井隆博士の記念館の話であるとか、そういうところを学習の中に取り込みながら平和学習を行っているという報告は受けている。

- ○池田委員 各学校で工夫してやっておられるということか。
- ○多々納教育指導課長 そうである。
- ○新田教育長 この新型コロナ感染症対策は、予断を許さない状況が続いている。しっかりと対応したい。

―――原案のとおり了承

報告第68号 少人数学級編制に係る国制度改正への対応について(学校企画課)

○木原学校企画課長 小中学校の少人数学級編制については、昨年度県独自の事業見直 しを決定して、来年度からの実施に向けて準備しているが、昨年末に国から、小学校全 学年を35人学級とするという方針が示されている。こうした動きを受けて、教育委員会 としての対応方針を固めたので御報告する。

3の1ページ、こちらで県と国の制度の枠組みについて確認をしたいと思う。 (1) 現行基準のところ、これが現在の基準だが、国の基準は (A) にあるように、小1のみ 35 人学級で、その他の学年は 40 人が基準となっている。ただし、小2については (35)

としているが、これは、法律上は基準が40人であるが、国が予算措置して35人学級が 実現するように、措置されているというものである。これに対して、県の基準が(B) のところだが、小1・小2を30人、小3から中3までを35人という基準を独自に実施 してきた。これについて(2)にあるように令和元年度に見直し方針を決定している。 表の網掛けをしている部分であるが、年次進行により学級編制の基準の人数の見直しを 計画したところである。小1と中1については、現行の基準を維持する一方で、小2で 30 人を 32 人、小 3 から小 6 、中 2 ・中 3 で 35 人を 38 人に変更するという決定をした。 併せて②にあるように、加配等の措置をセットで行うことを決定している。その内容と して、のの課題解決のための加配、それからのの影響緩和のための加配、の弾力的運用、 これをセットにして実施するという決定をしている。これに対して国は(3)にあるよ うに、法律を改正して、小学校の学級編制の基準を、令和3年度から学年ごとに見直し て、令和7年度に全学年を 35 人にするという方針を示している。表を御覧いただくと分 かるように、令和3年度の小2から始まり、令和7年度に小学校の全学年が35人以下の 学級になるという変更である。この2つの制度を重ね合わせた状況を次の3の2ページ にまとめている。県の基準の見直しと国の制度改正の経過にずれがあることから、上の 表にあるように、太枠で囲った部分、こちらが県の見直しによりいったん38人学級とな った後に、国の制度による35人になるという部分である。こうしたことが出てきて、制 度としての一貫性を欠くことになるので、今回この部分について、35人学級を維持する よう変更したいと考えている。下の表のように、太枠の部分を35人に維持することによ り、小3から小6は現行と同じ水準の学級編制が維持されている。なお、小2の32人と 中2・中3の38人への見直しは、計画どおり実施する予定である。

こうした国の制度の改正は、県の財政の面から見ると大変ありがたいことであるが、教育の面では懸念される点がある。それが3の3ページ。(2) 国加配に関する課題というものである。いくつか挙げているが、この中の3つ目のところに挙げているとおり、まだ詳細は不明だが、財務省では、今回の制度改正に伴う財源を確保するために、加配定数の一部を削除するという方針を示している。この加配定数というのはどういう定数かというと、学級編制基準によって配置される教員のほかに、教育の充実や課題への対応のために、国が予算措置する教員の数のことである。これには少人数指導のための加配であるとか、小学校の専科指導やいじめや不登校に対する対応、特別な支援を要する児童生徒への対応に関するものなどが含まれており、学校現場の指導体制のために不可

欠なものである。こういった点について、削減するという財務省の方針が出ていることから、今後の国の動向を注視する必要があると考えている。参考までに、表の下のところにポツを2つ挙げているが、今回の国の改正により必要となる教員定数、35人学級にすることにより新たに必要となる教員定数は、全国で13,574人とされている。一方で、先ほど申した国の加配によって措置されている定数だが、令和2年度の実績として53,415人という数字になっている。この制度改正により、必要な財源を確保するためにこの加配定数がどのような程度で振り替えられるのか、あるいは島根県に対してどの程度の影響が及ぶのかということは、現時点では不明である。そういった意味でも、今後の国の動きというものを注視して参りたいと考えている。

こうした状況を踏まえて、県としての加配等への対応を次のように考えたい。3の4 ページを御覧いただきたい。昨年の見直しの方針決定の際にはじめに示したように3つ の措置をセットで行うとしていたが、そのうちの⑦の課題解決の加配についてである。 この加配については、課題解決・制度改正対応加配と変更して、先ほど申したように国 の加配が削減された場合のその定数の復元の要素も含めて、課題解決のための加配を総 合的に検討して、優先度を考慮して措置したいと考えている。この加配の規模であるが、 課題解決加配として、当初40人という計画をしていたが、この数字は維持したいと考え ている。さらに、捻出すべき財源として当初予定していた 2.5 億円を確保した上で、状 況に応じて最大 60 人までこの加配を広げられるように検討したいと考えている。 分との の加配や弾力的運用については、計画どおり実施するという考えである。以上のような 状況をイメージとしてまとめたものが、真ん中の4つの図である。まず一番左の図だが、 これは当初予定していた現行の基準で実施している約 10 億円の少人数学級編制の実施事 業である。これを昨年度決定した見直しにより、2番目の図のように、5.5 億円の事業に 圧縮して、その上で40人分の課題解決のための加配を措置して、約2.5億円の財源を捻 出するというのが、昨年度決定した見直しだった。これに対して、今回、国が制度改正 を行うことにより、3番目の図のように県独自の事業としては、約4.5億円の規模に圧 縮される。その結果、県費の削減効果は約3.5億円となるので、4番目の図のように、 課題解決の加配を改めた課題解決・制度改正対応加配の部分だが、これを 40 人を維持し た上で、国からの加配削減などの状況を見て、最大60人までの加配を検討して、最終的 に 2.5 億円の財源捻出を確保するという考え方である。

その下の表が、昨年度の検討の際に示した人数推計を今回変更を盛り込んで更新した

ものである。上の4行が昨年度決定した見直しの推計、その下のところが、今回の変更による推計である。その県変更方針のところを見ていただくと、少人数加配教員は令和2年度202人だが、これが今回の変更基準の推移により、計算上にはなるが令和3年度以降176人、163人と変わってくる。課題解決の加配を改めた課題解決・制度改正対応加配というものを40人最終的に確保するが、欄外にあるように、ここを国加配の削減状況により上限60人まで検討するとしている。影響緩和の加配は、現状では見込んでいないという状況である。以上のような考え方で少人数学級編制に関する予算作成作業を進めたいと考えている。

○新田教育長 年末に国が示した来年度の国の予算案に合わせて、先ほど説明したように、小・中学校の少人数学級編制、国の制度の見直しが方針決定された。それに対応して、県の方針の一部を変更するという位置づけになるものである。

○真田委員 38人で一生懸命検討してきた中で、これは国の制度改正により35人になるということで非常にいいことだ。少人数編制にとっては非常にいいことだと思っている。令和4年度以降、まだ不透明なところもあるということなので、情報収集をしっかりしていただいて、是非、島根県の子どもたちにとっていい具合になるように頑張っていただきたい。35人が30人になるように、少人数でできるだけ教育がきちっとできるように考えていかなければいけない。そういう意味でも、加配の人数が減らないように、国の方にしっかり要望を上げていただきたいと思う。よろしくお願いする。

○新田教育長 今、真田委員から御指摘いただいた点である。3の3ページの表の中でみていただくと、国の教員の配置、学級編制基準のうちの国制度で書いてあるように、基礎定数として、学級数等に応じて機械的に出している、法律に基づいた基礎定数の部分と、加配措置のところに書いてあるように、様々な政策目的、例えば特別支援教育であったり、あるいは教科別の担任制であったり、そういったいわゆる政策目的に応じて、国が予算措置を通じて加配していく、そういった大きく2つの制度に分かれているところである、表の下の方にも書いてあるように、今回国が示した制度改正は、まさにこの基礎定数部分、全国で13,500人余、これが追加で必要となるというものであり、国のベースではあるが、大変に大きな財政負担を伴うというものである。財務省においては、国による少人数学級編制の改正で必要となるこうした財源について、特には児童生徒数の減少を見込んでいるという部分もあるが、国による小中学校の教員の配置に係る国による教員加配。こちらの方を削減して、予算をこの基礎定数の拡大の方に充てていこう

とする方針が示されているところである。国による少人数学級編制が前進する一方で、教員加配の措置が削減されることがないように、真田委員がおっしゃったとおりだが、少人数学級編制と国による加配、この双方が充実することで、義務教育国庫負担金制度をしっかり維持する、そういう目的を達するために必要な教職員定数、総数を十分に確保していただく必要があると考えている。県の重点要望活動の中でも、その2点の要望をまさにしているところなので、そういう意味では、少人数学級編制の一歩前進と合わせて、国による加配もしっかりと充実されるようにということの両面を、やはりしっかりと我々としても訴えていく必要があると考えているところである。少人数学級編制にかかる制度改正に対応した変更を一部加えることとなるが、これまで議論してきたとおり、学校現場の複雑化、困難化する様々な課題に対して、この少人数学級編制と教員の加配、この2つをセットとして行うことによって、実情に応じたきめ細かい教育を推進していく必要があるという、こういった考え方はなんら変わるものではないと考えている。合わせて島根創生を実現するための財源の確保、そういった基本方針についても変えることなく、しっかりと進めていく必要があるものと考えている。

国の令和4年度の予算をある程度見極める必要があるという話も先ほどしたが、令和3年度に行われる小学校2年が、実際にはもうすでに加配ということで、実質35人学級が組めるだけの予算措置がなされている。それが今度は基礎定数として振り替わるだけであり、全体でみると、大きな財源の移動なり負担が急激に増えるということが出ない面がある。そういったこともあって、この今回の国の制度改正が初めて明確に、どういう対応で財源を確保されるか、見通せるのが令和4年度の予算を見ないとなかなか全体像が見えづらい、そういう面がある。そういったことを考えると、令和3年度の今の状況を見て、今後国がどうするかというのがなかなか見通しづらい面があるので、そういった意味でも引き続き国の動向を注視するとともに、しっかりと要望すべきことは要望していくというような考え方で、進めたいと考えている。

―――原案のとおり了承

報告第69号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況 について(教育指導課)

○多々納教育指導課長 資料4の1ページを御覧いただきたい。令和3年度島根県公立 高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況について御報告する。出願期間、入 学定員についてはそこに記載してあるとおりである。

3の推薦選抜について、募集高校・学科数は松江南高等学校・探究科学科が新規実施となり、昨年度から1校1学科の増、募集人員は全体で1,070名程度、昨年度より26名の減となっている。募集人員が増えたのは、新規の松江南高校、横田高校、島根中央高校、吉賀高校、松江市立女子高校の計5校である。なお、7校で募集人員が減っているが、全て入学定員そのものの減によるものである。出願者数は851名、昨年より93名の増加となっている。過去の出願状況は表の通りである。昨年度から1校当たり10名以上の増減があったのは表の6校となっている。

続いて資料4の2を御覧いただきたい。上段の表にあるとおり、出願者数が募集人員を上回っている学校・学科は11校ある。志願倍率が最も高いのは、隠岐水産高校の海洋システム科で2.50倍、昨年度は1.13倍であった。次に高いのは隠岐島前高校普通科2.34倍、昨年度は1.41倍であった。昨年度に比べ出願者が30名増加している。続いて高いのは、新規実施の松江南高校探究科学科が1.83倍となっている。

次に4の中高一貫教育校特別選抜についてである。実施校は、飯南高校及び吉賀高校の普通科で、出願者数は飯南が18名、吉賀が20名で、全て地元中学校からの出願となっている。

次に5のスポーツ特別選抜についてである。募集高校は昨年度と変わらず13 校。募集人員は指定競技が増えたこともあり、16 名増の88 名。選抜方法は書類審査と面接で、出願者数は昨年度より3 名増えて37 名となっている。こちらについては資料4の4及び4の5ページに学校別・指定競技別の出願者数を示しているので御確認いただきたい。実施校数は変わらないが、指定競技を増やしている学校が5 校ある。御紹介させていただく。松江商業高校サッカー女子、出雲高校の弓道男子、出雲農林高校のカヌー男子とウエイトリフティング女子、島根中央高校のカヌー女子、隠岐島前高校のレスリング女子、この6種目で前年度から新規に増やしている。ただし、出願のなかった競技もあった。ここまでの推薦選抜。中高一貫教育校特別選抜、スポーツ特別選抜、これらを全て推薦選抜等と申し上げているが、全ての出願者数等を一覧表化した資料が4の3となっている。詳細の説明は割愛させていただきたい。

資料4の2ページに戻っていただきたい。6の面接等の実施日は、明日からの19日と20日を予定している。県教育委員会が用意した松江会場を利用して19日、20日の両日に実施する隠岐島前高校を除き、29校は自校会場で実施される予定となっている。

7の合格内定通知は1月26日。正式な合格発表は3月12日の10時に、一般選抜合格者とともに各学校での発表となる予定である。募集の多数を占める推薦選抜では、昨年度に比べ募集人員は30名弱減っているものの出願者数は100名近く増えている。出願の傾向としてよく言われる隔年減少が見られたりするなど、学校や学科によって出願状況に違いがあるが、出願者を大きく増やした隠岐水産高校や松江商業高校、新規実施の松江南高校など、各学校で求める生徒増や学校の魅力、特色について、中学生等に対してしっかりとしたアピールができたことが、受検生の出願に結びついたのではないかと考えている。なお、コロナ禍にあって、県外からの出願等について懸念していたが、身元引受人を必要とする出願者でいうと、一昨年度143名、昨年度147名に比べ、今年度は193名と大きく増加している。県外生説向けのオンライン説明会を回数多く開催した隠岐島前高校や隠岐水産高校を始めとして、積極的に県外生募集に取り組む各学校での精力的な魅力発信等が奏功したものと考えている。

―――原案のとおり了承

報告第70号 令和2年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について(文化財課)

○萩文化財課長 資料 5ページを御覧いただきたい。令和 2 年度の地域文化功労者文部科学大臣表彰者の決定について御報告する。この表彰は、1のとおり、各地域において、芸術文化の振興や文化財の保護など、地域文化の振興に功績のあった個人や団体の功績をたたえ、文部科学大臣が表彰するものである。令和 2 年度の被表彰者については、2 のとおり、松江市文化財保護審議会委員などを永年にわたり務められ、地域の文化振興に貢献された蓮岡法暲様が選ばれたところである。なお、1月 24 日に京都市で開催予定であった表彰式については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により中止となっている。

―――原案のとおり了承

報告第 70 号の 2 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について(文化 財課)

○萩文化財課長 資料6の1、6の2ページを御覧いただきたい。去る1月15日に国の 文化審議会から文化庁長官に対し答申のあった記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文 化財の選択について御報告する。今回、島根県からは、松江市の船行事、松江のホーラン エンヤが選択されることとなった。選択の制度については、資料の6の1ページの枠内の 通り、国指定以外の無形民俗文化財の中から特に必要があるものを国が選択し、保護を図るものである。市町村等が映像や報告書などによる記録作成等を行う際には、文化庁が経費の一部を支援することとなっている。

このたび選択された松江のホーランエンヤについては、1 (5) ①を御覧いただきたい。松江城内にある城山稲荷神社の船祭である。10 年に一度行われる式年祭という祭りである。祭礼では大橋川、中海沿いにある馬潟地区など「五大地」と呼ばれる5つの地域から宝珠や幟旗、吹流しなどで、華やかに飾った櫂伝馬船を繰り出し、神霊を載せた神輿船にお供しながら、ホーランエンヤの舟唄や櫂伝馬踊りが披露されるものである。祭礼は9日間にわたって執り行われ、城山稲荷神社から松江市東出雲町にある阿太加夜神社まで、神霊を運ぶ渡御祭、車輪付きの陸船で阿太加夜神社の参道を巡行する中日祭、阿太加夜神社から城山稲荷神社まで神霊を送り届ける還御祭で構成されている。このたびの選択の理由については②のとおり、船で神霊を神幸させる船祭の中でも大規模なものであり、祭礼が水上と陸上という複合的な形態を有すること、また、式年祭の地域的な様相や我が国の船祭の変遷を理解する上で重要な祭礼であるなどの点が評価されたものである。

新田教育長 閉会宣言 14時20分